厚生年金基金令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百四十一号

厚生年金基金令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十八条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の五第二項を次のように改める。

2　法第百七十八条の二第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　直近三年間に終了した各事業年度の末日において、年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に十分の九を乗じて得た額を下回っていること。

二　直近に終了した事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に十分の八を乗じて得た額を下回っていること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第六十一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行及び資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第三百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（指定職員の主張変更）

第二十三条の二　法第百八十一条第四項に規定する内閣府令で定める範囲は、事件の同一性を失わせることとならない範囲とする。

2　法第百八十一条第四項の規定による主張は、同項に規定する変更（以下この条において単に「変更」という。）により著しく審判手続を遅滞させることとなるときは、することができない。

3　審判官は、変更により被審人の防御に実質的な不利益を生ずることとならないよう配慮しなければならない。

4　審判官は、変更を許さないときは、審判期日において、その旨及びその理由を明らかにしなければならない。

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十五第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（保険会社と密接な関係を有する者）

第五十一条の三　法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

一　当該保険会社の子法人等（当該保険会社の子会社を除く。）

二　当該保険会社の保険主要株主（保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者（法第二条の二第一項の規定により保険会社の議決権の保有者とみなされる者を含む。）に限る。）

三　当該保険会社を子法人等とする親法人等（令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険会社等（前号に掲げる者を除く。）

四　当該保険会社を子会社とする保険持株会社（外国の法令に準拠して設立された持株会社を含む。）の子法人等（当該保険会社、当該保険会社の子会社並びに第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五　当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等である保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（当該保険会社、当該保険会社の子会社及び前各号に掲げる者を除く。）

第五十二条の十二の二第三項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第五十三条の四第四項を削る。

第百四十一条の二の次に次の一条を加える。

（外国保険会社等と密接な関係を有する者）

第百四十一条の三　法第百九十九条において準用する法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国保険会社等の子法人等（当該外国保険会社等の子会社を除く。）

二　当該外国保険会社等を子法人等とする親法人等

三　前号に掲げる者の子法人等（当該外国保険会社等、当該外国保険会社等の子会社及び前二号に掲げる者を除く。）

第百六十条及び第二百十一条の三十三中「及び第四項」を削る。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十八条」を「第八十九条」に、「第八十九条」を「第九十条」に改める。

第一条中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（従たる特定資産）

第六条の二　法第四条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、特定資産（不動産（不動産に関する所有権以外の権利を含む。以下この条において同じ。）又は不動産を信託する信託の受益権に限る。以下この条において「特定不動産等」という。）に付随して用いられる特定資産（不動産又は不動産を信託する信託の受益権を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　当該特定不動産等に係る不動産と一体として使用されるものであること。

二　当該特定不動産等について行う資産の流動化に係る業務の収益の確保に寄与するものであること。

第七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「の特定資産」の下に「（従たる特定資産（同号に規定する従たる特定資産をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、次条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十号において同じ。）」を加える。